

アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗と デジタル臨調の今後の検討課題

2023/5/30

第7回デジタル臨時行政調査会

河野 太郎

デジタル臨調これまでの取組と今後の検討課題

○ デジタル臨調の開催目的

デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会を開催する。「デジタル臨時行政調査会の開催について」（2021年11月9日内閣総理大臣決裁）より

⇒ デジ臨の取組の射程は「アナログ規制の見直し」にとどまらず、広がりを持つ。

○ 本年夏以降の取組の考え方

デジタル原則の下で、「アナログ規制の一掃」から「官民デジタル完結」と、「AI・データ等を徹底活用できる社会づくり」へと重点をシフト

これまでの取組：「マイナス」を「ゼロ」へと戻す取組に重点

コロナ禍により我が国の「デジタル化の遅れ」が露呈

⇒ デジタル化を妨げる「アナログ規制の一掃」に重点を置いた取組を実施

- ・ 「デジタル原則」の策定（2021年12月）
- ・ 「一括見直しプラン」の策定（2022年6月）
- ・ 7項目等のアナログ規制について4万法令等を洗い出し、該当する法令1万条項の見直しに関する「工程表」の決定（2022年12月）
- ・ 「デジタル規制改革推進の一括法案」を国会提出（2023年3月）

これからの取組：「ゼロ」を「プラス」へと発展させる積極的な取組に重点

「工程表」の決定により現在のアナログ規制の一掃にメドが付き、
「一括法案」により将来にわたってアナログ規制を排除する環境も整備

⇒ 今後はこれまでの取組を土台として、**国民が利便性を実感できる**
「官民デジタル完結」の徹底と「AI・データ等を徹底活用できる社会づくり」に重点化

法令約 1 万条項のアナログ規制のフォローアップ

昨年12月に公表した工程表に基づく約 1 万条項のアナログ規制の見直しのうち、本年 3 月末に見直し期限が到来した規制については、着実に見直しを実施（一部予定を前倒し）。

	3 月末見直し 完了予定 (※ 1)	各省回答			見直し完了等 の割合	【参考】 見直し完了 (予定前倒し)
		回答		新たな見直し時期 について合意		
		見直し完了 (※ 2)				
目視	385	385	385	0	100%	20
実地監査	24	24	24	0	100%	0
定期検査・点検	65	65	65	0	100%	20
常駐・専任	196	196	194	2	100%	6
対面講習	9	9	9	0	100%	4
書面掲示	18	18	17	1	100%	1
往訪閲覧・縦覧	146	146	146	0	100%	18
FD等 (※ 3)	0	—	—	—	—	8
その他の規制	7	7	6	1	100%	0
合計	850	850	846	4	100%	77

※ 1 : 「3 月末見直し完了予定」には、12 月末時点で見直しを完了していた規制を含まない。

※ 2 : 「見直し完了」は2023年 4 月 1 日から現時点までの間に見直しが行われたもののほか、直近で見直し完了見込みのものを含む。

※ 3 : FD等の規制見直しについては、一律に2023年中に見直しを行うこととしている。

通知・通達等の見直しに向けた作業の現状について

本年1月以降、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施。
今後、約2,500条項全てについて、原則として、2023年中を目途に見直しを進めることで合意。
※工程表に基づく法令の見直し（2024年6月までを目途に見直しを実施）と合わせて見直すもの等を除く。

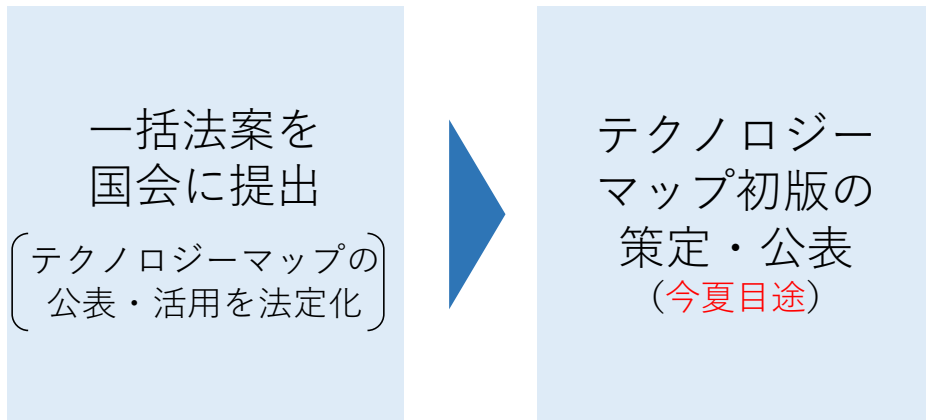
	通達の条項数 (点検対象)	合意済みの条項数 (※)	合意率
目視	621	621	100%
実地監査	87	87	100%
定期検査・点検	461	461	100%
常駐・専任	309	309	100%
対面講習	409	409	100%
書面掲示	347	347	100%
往訪閲覧・縦覧	302	302	100%
合計	2536	2536	100%

※見直し完了時期も含めて合意したものを「合意済み」とする。

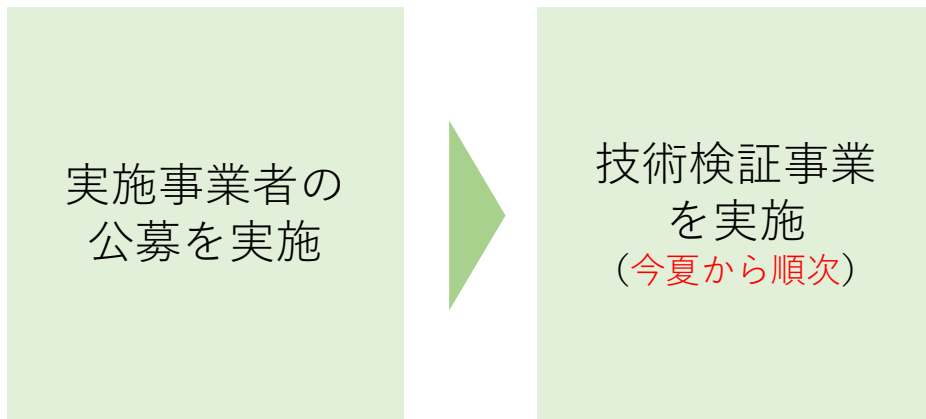
テクノロジーマップ整備と経済効果分析

- テクノロジーマップの公表・活用を法定化する一括法案を提出。**今夏を目途にテクノロジーマップの初版を策定・公表。**また、デジタル庁と規制所管省庁が連携し、今夏から順次、技術検証事業を実施※。
※規制所管省庁において「技術検証が必要」とした約1,000条項のうち約500条項について、デジタル庁予算で技術検証を実施
- 工程表に基づく規制の見直し等に係る経済効果分析を開始しており、本年夏頃に暫定結果を報告・公表予定。

テクノロジーマップの整備



技術検証事業



参考：技術検証の類型一覧

実証件名	関連する条項数
1.ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証	1
2.非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証	7
3.ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証	34
4.センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証	63
5.IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証	13
6.カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証	8
7.ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証	36
8.カメラ、リモート監視システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証	11
9.図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証	277
10.センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証	9
11.センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証	1
12.遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証	1
13.情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証	4
14.学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証	4
合計	469

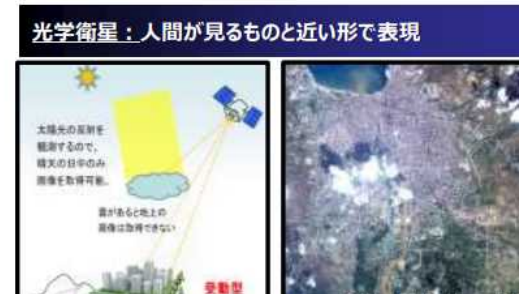
類型化の上、規制所管省庁と連携しつつ効率的に実施

※2023年5月22日時点。各府省との調整により増減の可能性あり。
※「関連する条項数」には一部告示・通知・通達等を含む。

(参考) 技術検証事業の具体例

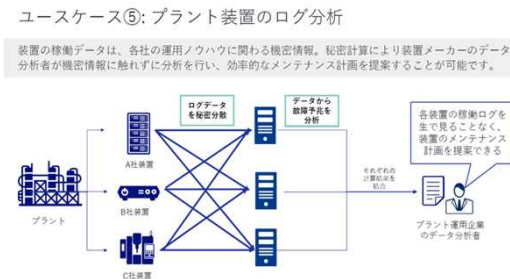
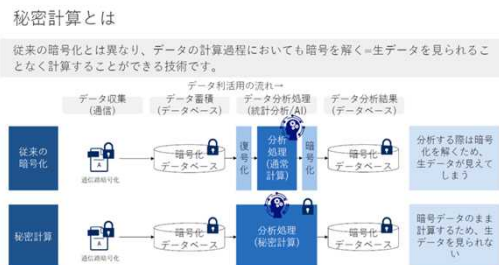
検証類型 ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証

- 概要： 対象となる建物・構造物の管理状況や損傷状況等の検査・調査を求める規制について、ドローンやAIによる画像解析等の技術を活用した遠隔実施による代替が可能であるかについて検証する。
- 主な対象規制： 災害対策基本法第90条の2第1項 <内閣府、総務省>
火薬類取締法施行規則別表第3（第44条の5第1項関係）1-38の2 <経済産業省>
建築基準法第12条第1項 <国土交通省> など
- 活用可能性のある技術分野： ドローン、衛星画像、センサー、3Dレーザースキャナー、AIによる画像解析技術 など



検証類型 IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証

- 概要： 製造設備等の作動状況や異常有無の定期点検について、IoTやセンサーを活用した動作異常の検知により、代替や合理化が可能であるかについて検証する。
- 主な対象規制： 一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号 <経済産業省>
コンビナート等保安規則第5条第2項第5号 <経済産業省>
船員法施行規則第3条の8 <国土交通省> など
- 活用可能性のある技術分野： IoT、センサー、カメラ など



地方公共団体における取組の支援について

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表（2022年11月）

- デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- 先進的な取組事例の紹介
- 国の法令等の点検・見直しの概要

- ・ 大分県や福岡市など一部の**先行団体では、条例等のアナログ規制の洗い出し・見直し作業を既に実施**
- ・ いくつかの団体で、**デジ田交付金も活用し、アナログ規制の見直しを踏まえたデジタル実装を予定**（点検や講習のデジタル化等）
- ・ 一方で、その他の団体から「**具体的に見直すべき条例等を整理してほしい**」などのご意見

モデル自治体による地方公共団体のアナログ規制見直しの実施と展開（2023年度）

- **全国から公募等した15団体と連携し、実際に条例・規則等の点検・見直しを実施することで、モデル自治体を創出**
- **アナログ規制の見直しにおける課題を調査し、調査結果を全国の自治体に共有・横展開**

※調査実施団体：北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、相模原市、町田市、国分寺市、平塚市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市
大分県（オブザーバー）、福岡市（オブザーバー）

【具体的な事業イメージ】

- ・自治体において見直しのニーズが高い、①消防・防災、②医療・福祉・健康、③子育て、④環境、⑤農林水産業、⑥土木・インフラ、の各分野について、各団体の希望も踏まえ、2分野程度ずつをそれぞれ**重点的に見直し作業を実施**
- ・調査実施団体全体として、各分野を幅広く調査することで、全国の自治体の参考となる**モデルケースを創出**

- ・ **2023年秋頃を目途にモデル自治体の見直し結果を取りまとめ予定**
- ・ **年内を目途にマニュアルを改訂し、調査結果を反映予定**

上記取組に加え、国として以下の取組により支援

- ・ アナログ規制の見直しにあたって活用可能な技術をリストアップしたテクノロジーマップの整備
- ・ デジ田交付金による財政面での支援
- ・ デジタル改革共創PFにおける国地方双方向の日常的なコミュニケーション・意見交換

先行団体やモデル自治体の取組状況の横展開などを通じ、全国の自治体の取組を推進

デジタル臨調の今後の検討課題

課題 1 :

行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化

課題 2 :

AI時代の官民データ整備・制度対応

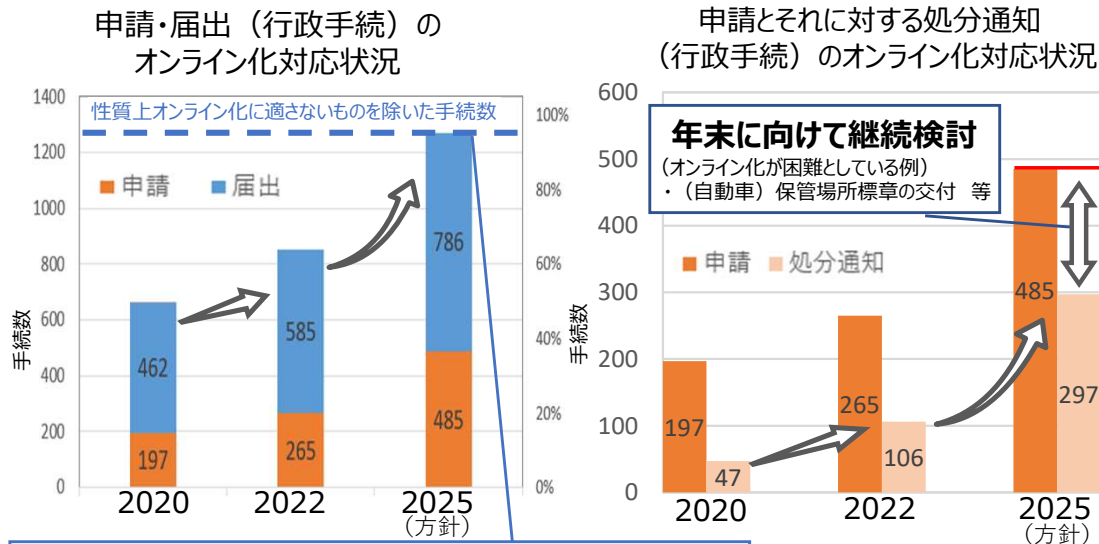
課題 3 :

国・地方のデジタル関係の基盤の構築

課題 1 : 行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化（行政手続関係）

- マイナカード利用シーン拡大や事業者向け手続を含めた「行政手続のデジタル完結」のための制度課題の横断的な洗い出しと一括見直し
 - ⇒ 本年3月から4月にかけて、年間1万件以上の申請手続等とそれに対応する処分通知等について調査・点検を実施。
- 官民連携で実現する「民間分野のデジタル完結」

デジタル完結に向けた対応状況



今回の点検において、**全て**オンライン化する方針が示された

延べ年間**5000万件**以上

2022～2025年度にかけて、**600手続（申請・届出：約400手続、処分通知：約200手続）**以上がオンライン化。

（例：保育士の登録申請、宅地建物取引士の登録の申請、個人型年金加入申出、道路使用許可の申請、（自動車）保管場所の変更の届出、等）

民間分野において、デジタル完結に向けた制度はあってもその利用が進んでいない等の課題あり。

今後の取組方針

- 行政手続のデジタル完結に向けて、一定の取組が進んでいる**申請・届出のオンライン化**とともに、**申請に対する処分通知のオンライン化**や**手数料等のオンライン納付の推進**が必要。（マイナポータルやe-Govを含め、システム面の検討も推進）
- 民間分野の手続についても、官民連携のもとオンライン化を推進していく必要。

- 年内目途に**行政手続のデジタル完結に向けた工程表**を策定するとともに、経済界とも連携し、民間分野の対応促進も検討し、デジタル完結に向けた取組を加速化。
- さらに、**オンライン利用率の向上**についても、規制改革推進室とも連携しつつ、検討を推進。

(参考) オンライン化等実施手続の例・地方自治体が事務を行う手続の状況

【今後新たにオンライン化・手数料のオンライン納付対応を実施する手続の例】

○申請等とそれに基づく処分通知を一括してオンライン化する手続

所管府省庁	根拠法令	手続名
経済産業省	小規模企業共済法施行規則	契約の申込み
経済産業省	ガス事業法	ガス小売事業の登録の申請
国土交通省	道路運送法	運送約款の設定・変更の認可
国土交通省	宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録の申請

○オンライン化済の申請等に加え、処分通知を新たにオンライン化する手続

国家公安委員会・警察庁	自動車安全運転センター法	交通事故証明書の交付の求め
総務省	電波法	無線局免許申請
文部科学省	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金受給資格認定の申請
厚生労働省	公認心理師法施行規則	公認心理師の登録申請
農林水産省	果樹農業振興特別措置法	果樹園経営計画の提出
国土交通省	河川法	土地の占用の許可

○手数料のオンライン納付に対応する手続

こども家庭庁	児童福祉法施行令	保育士の登録申請
厚生労働省	栄養士法施行令	栄養士免許の申請
厚生労働省	職業能力開発促進法施行規則	技能検定の受検の申請
国土交通省	宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録の申請
国土交通省	施工技術検定規則	第一次検定の受検申請

【地方自治体が事務を行う手続の状況】

▶ 地方自治体における行政手続については、現在、例えば「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において自治体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（59手続）とされているものについては、デジタル庁及び総務省により、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等によりオンライン化を支援するなどの取組がされているところ。

▶ 一方で、地方自治体が事務を行う手続について、地方自治体の事務であること等を理由に、各府省庁において手続のデジタル化や実態の把握が困難とするものが一定程度確認されている（※）ことから、上記の59手続に加え、地方自治体が事務を行う重要な手続についての実態把握が今後の課題。

課題1：行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化（法令関係）

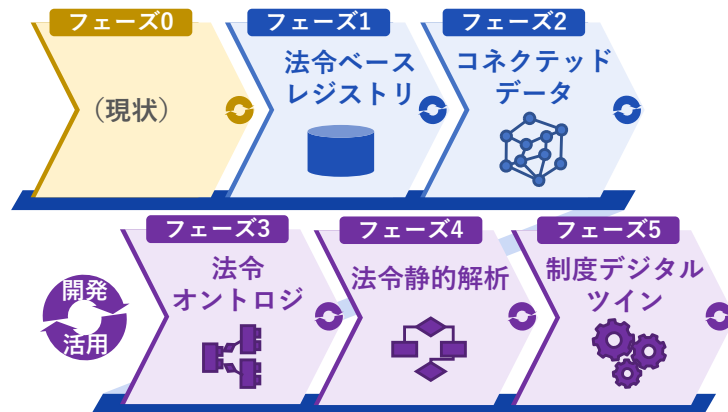
- 国の根幹である法令関係の制度・事務のデジタル完結を推進。（AI活用を含めた法制事務のデジタル化、法令データの整備・利活用の加速化、「デジタル法制局」の取組の推進）

法制事務のデジタル化／法令データの整備・利活用

今年度から法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用に向けた調査・実証を着実に実施。対象データの拡充やAPIの機能拡張、ChatGPT等の大規模言語モデル（LLM）を用いたAI等を活用した法令立案作業の補助等の実現可能性を検証。検証を踏まえ、実装できるものから随時実装。

- 国のインフラである法令データのベース・レジストリ（e-Gov法令検索で提供中）を拡充し、より多くの法令等データ（過去時点の法令／告示データ等）が公開され民間のリーガルテック等で容易にアクセス可能に。
- 国家公務員の働き方改革、法制事務のBPR、法令案の誤り防止等を推進。

「デジタル法制ロードマップ」



法制事務補助におけるLLMを用いたAI等活用での考慮事項

言語モデルの原理上、正確な情報入手には法令データベースやAPIなどと組み合わせる必要

出力結果の正確性や妥当性を分析・判断するため、使い手に十分な法制事務の専門知識が必要

もっともらしい誤りに惑わされない注意・工夫、他のチェック機構の併用

立案や執行に係る説明責任の確保

デジタル法制局

昨秋の臨時国会提出予定法案からデジタル法制審査を試行実施し、アナログ規制に関係し得るとされた条項については、デジタル技術が活用できる旨を明確化する通知・通達の整備時期等と併せて点検結果を公表。デジタル規制改革推進の一括法案の成立後、各府省において**継続的・自律的に、新規法令のデジタル原則適合性を確認**し、点検結果をデジタル庁に提出。

官報電子化

内閣府を中心に、**本年年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出**（将来的に紙の官報を廃止することを念頭に、今後の技術革新に対応できる**技術中立性、長期保存・真正情報の提供、機械可読な官報データの提供、e-LAWSとの連携**などによる**官報に関する事務のBPR等**を考慮）

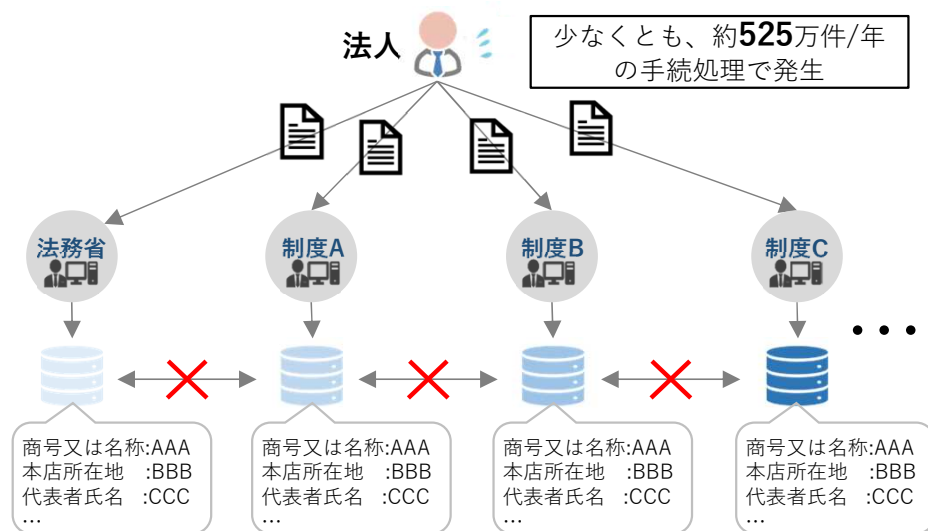
課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設
組織や制度の**縦割りを打破**し、**法人番号等を徹底活用**して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における**届出等の省略**（ワンスオンリー）や行政事務の効率化に加え、**民間事業者の業務効率化や経済取引活性化**を実現し、AIやデータを活用する社会の実現に寄与
- 法人・不動産あわせて、**合計約2,000億円のコスト**に対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある**国立印刷局の知見の活用**も検討

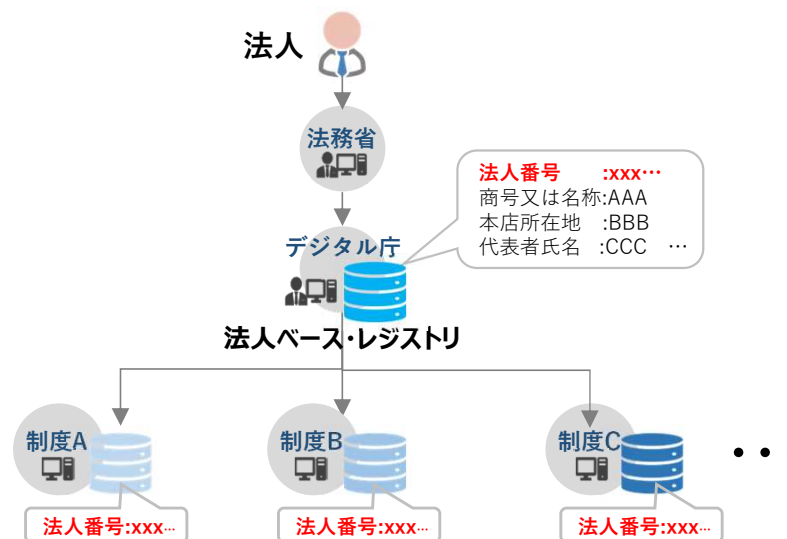
法人

行政手続における効果

【現状】
法人は制度毎に手続が必要



【目指す姿】
法人は登記さえ変えればよい



政策効果

法人分野では、手続省略等の実現により**約830億円**のコスト削減

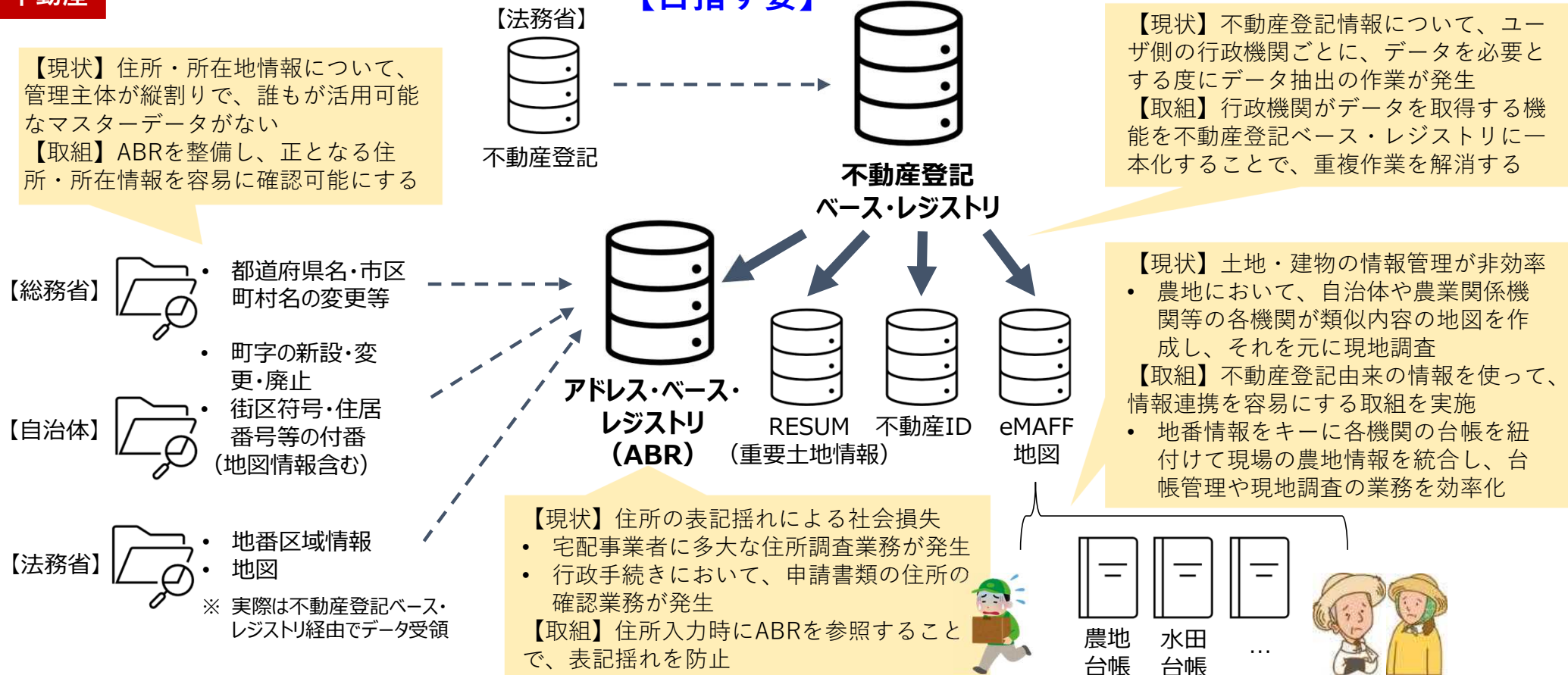
今後の取組方針

1. **業務** 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの**項目特定**（年内に確定）
2. **法令** 機関間の**情報連携や変更手続等の省略**を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. **システム** 基幹システム更改を見据えた**全体設計と移行期の速やかな提供**（年内に工程表策定）

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

不動産

【目指す姿】



政策効果

不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- ・ (農地管理) 紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- ・ (不動産取引) 査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

今後の取組方針

土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応 (前ページ)
住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備 (令和7年度までに整備)

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

- **官民データの適正かつ効果的な活用のための横断的取組の強化・加速化**
(国内外の状況を踏まえた、信頼性・相互運用性を確保したデータ流通のための仕組みの整備・具体化、準公共（医療、教育、防災、モビリティ等）分野でのデータ連携基盤整備の加速化、それにも資するオープンデータの取組強化）
- デジタル分野の基準・標準整備等にノウハウがある**独立行政法人情報処理推進機構(IPA)との連携強化**を検討
- AIを活用する観点での規制・制度の洗い出しと点検・見直し
(経済界から寄せられた約1,900件の要望のうちAI・データ活用関連の約150件を精査・整理した上で、点検・見直し)

諸外国

- (**欧州**) 官民によるデータ流通環境の構築が進められているほか、データ共有の際の信頼性向上や相互運用性の確保に関する制度的な枠組みの整備も進捗
- (**米国**) 国立標準技術研究所(NIST)のセキュリティ基準を政府調達で広く利用し、信頼性の確保に関する動きが加速化。オープンデータの制度整備も進む
- (**G7**) G7デジタル・技術大臣会合閣僚宣言(2023年4月30日)において、信頼性のあるデータ流通の具体化や相互運用性の促進へのコミットメントを表明

国内

(経済界要望の例 (AI・データ活用関連で約150件))

○ データ整備 (信頼性・相互運用性、オープンデータ)

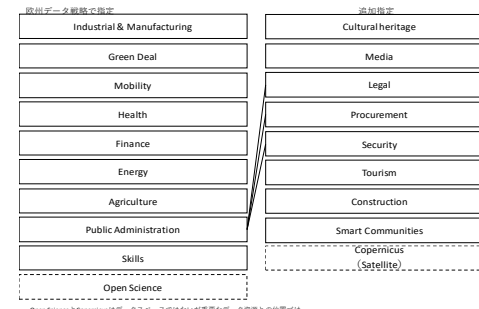
- ・ 諸外国で進む官民共通のデータ連携基盤構築を参考に、データの標準化・共有化や相互運用性の確保が必要
- ・ 医療、災害等の分野で、官民の情報連携を可能とするデータ連携基盤の構築を進めてほしい
- ・ 行政機関が保有している情報をオープンにして官民で利用できるようにしてほしい (例：道路、インフラ、消費者相談情報)

○ AI活用促進・AIの責任論

- ・ 法定の資格者が行う業務においてAIによる予測を活用できるよう規制の明確化をしてもらいたい。
- ・ AI・ロボット・自動運転機器の活用のため使用条件に関する規制緩和や安全・品質に関する基準の整備等をしてほしい
- ・ 自動運転車両、無人航空機等の運行・航行により損害が生じた場合の責任制度に関する議論・整理が必要

欧州のデータスペース分野

欧州では、行政分野以外にもグリーン・ディール、モビリティ、健康、建設などの17分野をデータスペースとして指定し、官民でのデータ整備を推進



今後の取組方針

官民データの整備・連携について、諸外国の状況や制度的課題を整理・分析しつつ、AI・データ活用関連の経済界要望への対応も含めて、アクションプランを年内目途に策定

課題3：国・地方のデジタル関係の共通的な基盤の構築

- 国民にとっての利便性の向上、地方における業務負担の軽減等を図るため、①デジタル改革（国・地方の共通基盤システムの整備）に加え、②規制改革（ローカルルール見直し等）、③行政改革（国・自治体通じた業務見直し）の3つを連携して推進。
- 現場ニーズを起点に、先進的な自治体と連携したモデル構築と横展開の徹底
- 国・地方のシステム予算・調達面の課題への対応

コロナが浮き彫りにした構造的課題

（第1回調査会資料4より抜粋）

■国民と政府/自治体と政府の関係の問題

×政府にとり、パンデミックの広がりや感染者の行動などコロナ関連の実態の把握が課題に（マイナンバーカード、事業者関係のID・認証の普及。ワクチン接種状況の把握）。

×政府にとり、こどもの困窮の実態など、コロナの影響の広がりも課題に。

×多くの行政事務について、バラバラに保有していたデータの連携は難しく、自治体・政府との間での連携も課題に。

■政府自体の体制・能力の問題

×政府のITシステムが十分に機能せず（データがとれない、連携もできない）。

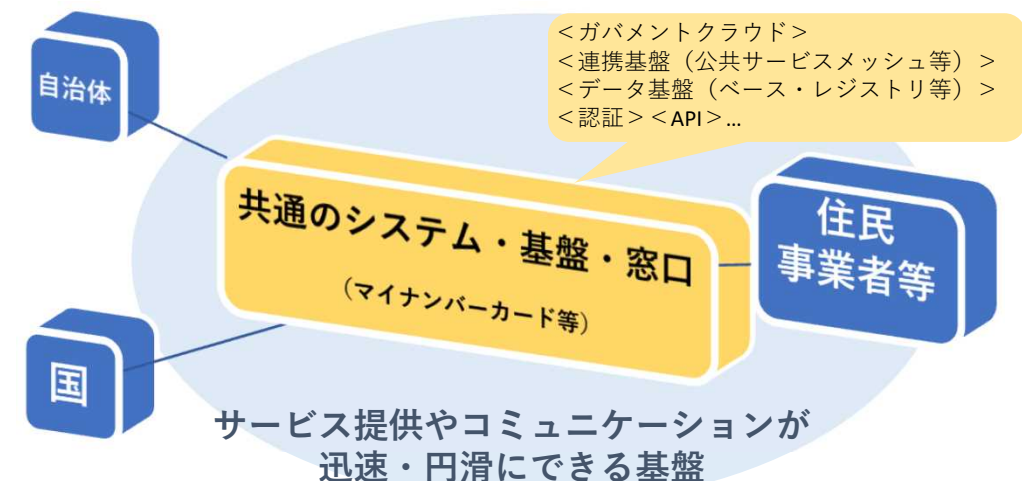
×デジタル人材不足/硬直的な調達制度/EBPMの欠如。

×ITシステムだけでなく規制も含めた構造改革をエンフォースメントのできる司令塔の欠如。

国、地方、住民・事業者等をつなぐ共通的な基盤の構築を推進

国、地方、住民・事業者等をつなぐ共通的な基盤としてマイナンバーカードの普及等が進んでおり、こうした基盤を整備・活用し、**国、自治体、住民等**の間の**構造的な課題を解消**

- 住民・事業者等目線での行政サービスの提供（情報提供・窓口の一元化、手続の簡素化、デジタル完結等）
- 国・地方を通じた効率的な事務処理・情報連携



課題3：国・地方のデジタル関係の共通的な基盤の構築

1. 国・自治体を通じた規制・業務見直し

➤ デジタル化を阻害する以下のような課題について見直しを検討

- i) 行政内部において紙等が介在する業務プロセスや、アナログなやり方を強いる制度
- ii) 自治体間の独自様式（ローカルルール）や、デジタル化の状況が把握されていない手続
- iii) 通知・通達の乱立によるユーザビリティの低下 等

➤ 住民・事業者目線に立った、国・自治体通じた行政サービスの見直し（BPR）を検討

・ 各種手続について、プッシュ型の通知や手続の簡素化など、住民目線での行政サービスに再構築

➡ 検討を加速し、ローカルルールの見直し等、可能なものから年内に取組方針をとりまとめ（地方制度調査会の検討とも連携）

2. デジタルマーケットプレイス（DMP）の導入

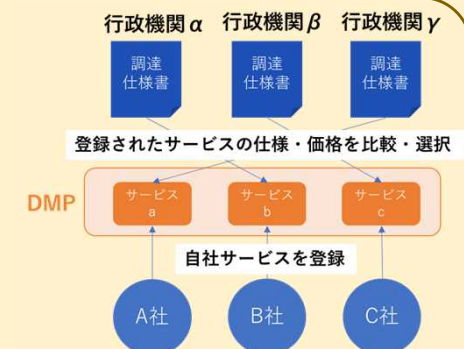
課題

- ・ 業務の見直しが不十分だと独自システムに依存。SaaS活用が困難
- ・ 調達期間が長く、手続が官民双方で負担に
- ・ 参入障壁が高く、市場の透明性が低い

目指す姿

- ・ 調達期間を短縮、官民双方で調達を簡素に
- ・ 市場の透明性を高め、多様な事業者参入を促進

行政機関がカタログサイト上に登録されたサービスの中から調達仕様に対して最も適切なものを選択し、契約。



➡ デジタルマーケットプレイスについては、今年度実証を行い、来年度以降の導入を目指す。

(参考)

法令約 1 万条項のフォローアップの具体例

目視規制

●河川・ダム の 巡視・点検

(参考) 河川延長：123,948km (一級・二級) (2020年)

河川・ダムを維持又は修繕するための巡視・点検について、これまでは人が現地に赴き目視で実施してきたところ、通知の発出及び技術カタログの作成により、目視と同等又はそれ以上に河川・ダムの状態を把握することが可能な新技術の活用を促進した。

⇒インフラ管理の効率化及び安全性の向上

●水道施設の巡視・点検

(参考) 水道事業：3,719、水道用水供給事業：88、専用水道：8,189 (2021年度)

水道施設を維持及び修繕するための巡視・点検について、これまでは人が現地に赴き目視で実施してきたところ、省令の改正及び通知の発出により、目視と同等又はそれ以上に水道施設の状態を把握することが可能なドローンや遠隔操作型無人潜水機等の新技術の積極的な活用を促進した。

⇒インフラ管理の効率化及び安全性の向上

●廃棄物の処理状況の確認

(参考) 産業廃棄物処理施設：中間処理施設数19,197件、最終処分場数1,603件 (2020年)

事業者が排出した廃棄物の処理状況の確認について、これまでは実地による実施を求めてきたところ、通知の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用した遠隔による実施を可能とする旨を明確化した。

⇒排出事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化

●建設業者が行う工事施工の状況等の検査

(参考) 建設業許可業者数：474,948 (2023年3月末)

国又は都道府県による建設業者の業務、財産又は工事施工の状況を確認するための立入検査について、通知の発出により、デジタル技術を活用して実施することが可能である旨を明確化した。

⇒国又は都道府県の作業負担の軽減及び作業の効率化

実地監査規制

●国有財産の管理事務の監査

(参考) 国有財産現在額：1,265,485億円 (2021年度末)

国有財産等の良好な状態での維持及び保存並びに用途に応じた効率的な運用等の監査について、通達の改正により、オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式で実施することも可能である旨を明確化した。

⇒監査事務の負担軽減及び効率化

●地方住宅供給公社の業務の監査

(参考) 地方住宅供給公社数：37公社 (2021年度末)、公社賃貸住宅管理戸数：144,478戸 (2021年度末)

地方住宅供給公社の監事が行う公社の業務の監査について、通知の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明確化した。

⇒監事の作業負担の軽減及び作業の効率化

●国民健康保険の事業及び財産の状況の確認

(参考) 保険者数：1,877 (2020年度)

保険者である市区町村及び国民健康保険組合の事業及び財産の状況の確認について、通知の発出により、国又は都道府県が保険者に対し当該状況に関する報告を徴収する際にはオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明確化した。

⇒保険者の作業負担の軽減及び作業の効率化

定期検査・点検規制

●森林組合に係る業務・会計状況の定期検査

(参考) 森林組合連合会数：46組合 (2023年)

森林組合連合会の業務・会計状況に係る定期検査について、通知を改正し、オンラインによる検査結果の報告が可能である旨を明確化した。

⇒定期検査に係る森林組合連合会の事務負担の軽減

●地域福祉計画の調査・分析・評価

(参考) 地域福祉計画策定自治体数：47都道府県、1476市町村 (東京都特別区含む) (2022年)

地方自治体が策定した都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画を評価する過程において、事務連絡を発出し、オンラインアンケートやウェブ会議の活用も可能である旨を明確化した。

⇒当該計画の評価に係る地方自治体の事務の効率化

●船員の労働条件等に関する定期検査

(参考) 海上労働証書交付船舶数：110隻 (2021年度実績)

船員の労働条件等に関する定期検査において、検査要件に適合すると認められた場合に発行される海上労働証書について、通達を発出し、船舶所有者に対し、証書の電子的な交付が可能である旨を明確化した。

⇒船舶所有者の交付に係る負担の軽減

常駐・専任規制

●労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐

(参考) 資格取得者数：約26万人 (技能講習：2019年度、免許：2021年度)

事業者によって選任された作業主任者が現場の指揮等を行う際に作業場に常駐することを求める規制について、通達を発出し、今後、技術革新等により信頼性の高い技術が開発され、当該技術を活用して作業そのものが遠隔化され、労働者が現場にいる必要がなくなる場合には、当該作業に係る作業主任者を現場に配置する必要はなくなる旨、明確化した。

⇒業務の効率化・安全性の向上、働き方の選択肢の拡大

●産業廃棄物処理施設における産業廃棄物処理責任者の常駐

(参考) 産業廃棄物処理施設数：20,800件 (2020年4月1日時点)

産業廃棄物処理施設において産業廃棄物処理責任者が常駐することを求める規制について、通知を発出し、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずる等の条件の下で、情報通信機器を用いて遠隔で職務を行うことが可能となった。

⇒業務の効率化・安全性の向上、働き方の選択肢の拡大

●と畜場における衛生管理責任者の専任

(参考) と畜場数：175事業所 (2019年度実績)

と畜場ごとに衛生管理責任者を置かなければならないとされる規制について、通知を発出し、管理等が適切に行われる限りデジタル技術の活用により専任によらず業務を実施することが可能である旨を周知した。

⇒業務の効率化・安全性の向上、人手不足の解消

●食品加工施設における食品衛生管理者の常駐

(参考) 食品衛生管理者数：4,816人 (2021年度末時点)

食品加工施設において食品衛生管理者を置かなければならないとされる規制について、通知を発出し、管理等が適切に行われる限りデジタル技術の活用により常駐によらず業務を実施することが可能である旨を周知した。

⇒業務の効率化・安全性の向上、働き方の選択肢の拡大

法令約 1 万条項のフォローアップの具体例

対面講習規制

●食品衛生管理者登録講習会

(参考) 食品衛生管理者数：4,816名 (2021年3月末時点)

食品衛生管理者登録講習会について、オンライン講習を含めデジタル技術が適切に活用されるよう通知を発送し、各条項で規定される管理等が適切に行われる限り場所を選ばず受講することが可能である旨周知した。
⇒実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上

●介護支援専門員に係る法定研修

(参考) 介護支援専門員の従事者数：約19万人 (令和3年介護サービス施設・事業所調査)

介護支援専門員に係る法定研修について、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る手続きについてオンライン化を促す事務連絡を発送し、研修受講負担の軽減や資質向上を図った。
⇒実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上

●地域交通安全活動推進委員講習

(参考) 地域交通安全活動推進委員数：約1万7千人 (2023年4月1日時点)

地域交通安全活動推進委員への講習の実施方法について、原則としてオンラインによることを通達で明示し、場所を選ばずどこでも受講することを可能とした。
⇒実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上

●救急救命士の受験資格に係る講習

(参考) 第45回救急救命士国家試験受験者数：3,331人 (2022年3月実施)

救急救命士の受験資格に必要な講習でデジタル化が可能なものについて、オンライン講習の実施を含めデジタル原則に適合する手段を基本とする旨を公表し、現地へ赴かなくとも受講することを可能とした。
⇒実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上

書面掲示規制

●宅地建物取引業者に係る報酬の上限額の掲示

(参考) 宅地建物取引業者：約12万9,000業者 (2022年3月末)

宅地建物取引業者に係る報酬の上限額について、通達を制定し、政府のウェブサイトに掲載することにより、宅地建物取引業者の事務所に赴かなくとも、インターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とした。
⇒消費者保護及び消費者の利便性の向上

●特定優良賃貸住宅の入居者を公募する際の掲示

特定優良賃貸住宅の募集について、通知を発送し、現地に赴かなくとも募集内容をインターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とした。
⇒入居者の利便性の向上

●住宅改良地区の建築物の移転等の代執行時の掲示

住宅改良地区において移転等をする建築物に関する情報について、通知を発送し、現地に赴かなくともインターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とした。
⇒所有者等の権利保護及び利便性の向上

●差押財産等の公売公告のための掲示

(参考) 公売の実施回数：138回、売却された財産：847物件 (2020年7月～2021年6月)

差押財産等の公売公告等について、指示文書を発送し、政府のウェブサイト(公売情報ホームページ)に掲載することにより、国税局等に赴かなくとも全ての公告事項をインターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とした。
⇒国民の利便性の向上

往訪閲覧・縦覧規制

●保安林台帳の閲覧

保安林台帳の閲覧について、閲覧の際、多くの場合は、閲覧所等まで赴く必要があったが、通知を発出し、インターネットで時間・場所を問わず閲覧申請及び閲覧を可能とした。
⇒土地取引等における国民の利便性の向上

●PFI事業の実施方針の策定見通しの閲覧

(参考) PFI事業実施方針公表累計件数：932件 (2022年3月)

民間の資金やノウハウを活用し、公共施設の整備等を行うPFI事業の実施方針の策定見通しについて、手引きを改定し、閲覧の際、地方自治体等に赴かなくとも、地方自治体ホームページ等での公表を原則とした。
⇒事業の公平性及び透明性の確保

●警察等に届けられた拾得物（落とし物）の一覧簿の閲覧

(参考) 拾得物：約2,664万点、遺失届：約400万件 (2022年)

警察等に届けられた拾得物（落とし物）の情報について、遺失者は、これまで都道府県をまたいだ物件検索ができず、原則として遺失届を警察署等に来署して自書していたが、通知を発出し、各都道府県警察が新たな共通基盤システムに順次移行することで、都道府県をまたいだ物件検索と遺失届のインターネット提出を可能とした。
⇒国民の利便性の向上及び警察の業務負担の削減

●産業廃棄物の無害化処理施設の設置に係る申請書等の縦覧

(参考) 廃石綿処理量：49,428トン (2021年度)

石綿（アスベスト）等の健康被害を生ずる恐れのある産業廃棄物の無害化処理施設の設置について、事業者が提出した申請書等を閲覧する際、現地まで赴かなければならない場合があったが、通知を発出し、インターネット上での縦覧を基本とした。
⇒国民の安心・安全の確保及び利便性の向上

●地域医療支援病院における諸記録の閲覧

(参考) 地域医療支援病院：685機関 (2022年9月)

地域医療支援病院における診療や病院運営等に関する諸記録の医師等から求められた際の閲覧方法について、当該病院まで赴く必要があるか不明確であったが、ホームページに文書を掲載し、デジタル原則に適合する手段による閲覧を基本としている旨を明確化した。
⇒医師等の迅速かつ簡易な情報取得

●解体工事業登録簿の閲覧

(参考) 解体工事業許可業者数：65,138業者 (2023年3月)

解体工事業者の技術力等を確認するのに必要な事項が登録された解体工事業登録簿について、閲覧の際、都道府県庁まで赴かなければならない場合があったが、通知を発出し、都道府県のウェブサイト上での公表を基本とした。
⇒発注者や元請業者による解体工事業者の選定の利便性の向上

●社会福祉法人等の財産目録等の閲覧

(参考) 社会福祉法人数：21,053法人 (2022年)

社会福祉法人等の財産目録等について、閲覧の際、事務所まで赴かなければならない場合があったが、事務連絡を発出し、メール等の電磁的方法による閲覧を基本とした。
⇒国民の利便性の向上

●食品衛生における登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧

(参考) 食品衛生法上の登録検査機関：100機関 (2022年8月)

食品衛生における登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧について、閲覧の際、事務所まで赴かなければならない場合があったが、通知を発出し、デジタル技術を適切に活用することを明確化した。
⇒国民の利便性の向上

通知・通達等の見直しの具体例

目視規制

- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省通達）

→2024年6月までに見直し

都市公園に設置された遊具の点検において画像解析やドローン等の技術を活用することで、当該点検の効率化と安全性の向上を図る。

実地監査規制

- 電気事業監査規程（経済産業省通達）

→2023年中に見直し

電気事業者の業務・経理の状況に関する実地監査について、オンライン会議システムの技術を活用可能であることを明確化することで、監査業務の効率化を図る。

定期検査・点検規制

- 主任技術者制度の解釈及び運用（経済産業省通達）

→2024年6月までに見直し

水力発電所の電気工作物の設備に対する定期点検において、安全性の確保を前提として業務の効率化を図るため活用可能な技術を確認のうえ規制の見直しを検討する。

常駐・専任規制

- 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について（総務省通知）

→2023年中に見直し

石油運送業者の営業所における運行管理者の常駐について、その業務を適切に実施可能な場合における運用の見直しを図り、通知により明確化する。

対面講習規制

- 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（国土交通省告示）

→2023年中に見直し

既存住宅状況調査技術者となるために必要な講習に関するすべてのプロセスにおいてデジタル完結が基本である旨を明示することで、場所を選ばずどこでも講習を受講できる等、受講者の利便性の向上につなげる。

書面掲示規制

- 標準貨物自動車運送約款（国土交通省告示）

→2024年6月までに見直し（一括法案の見直しと同時に改正）

貨物自動車運送事業者の受付日時について、時間・場所を問わずインターネット上で内容を確認できるようにすることにより、利用者の利便性向上や事業者の業務の適正な運営の確保につなげる。

往訪閲覧・縦覧規制

- 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（環境省告示）

→2024年3月までに見直し（省令以上の見直しと同時期）

石綿（アスベスト）含有一般廃棄物等の数量や測定結果等の記録について、処理施設等に赴いて閲覧する必要があったが、インターネット上で常時閲覧可能とすることで、国民の安全・安心の確保と利便性の向上を図る。